

採用から退職に至るまで、様々な問題が山積みです。

本セミナーでは、日常の人事・労務管理の問題に即して、事例等により社会保険と労働基準法等についてわかりやすく解説します。人事担当者はもちろん、経営者や管理職の方々また職業会計人にも最適のセミナーです。

是非、この機会にご参加・ご派遣を賜りますよう、ご案内申し上げます。

午前の部  
9:30~12:30

## 事例から学ぶ「社会保険」の実務入門

- 事例1 社会保険の加入は試用期間終了後にしている
- 事例2 パート社員を社会保険に加入させることはない
- 事例3 兼務役員は労災保険の対象にしている
- 事例4 労災事故のあった翌年に保険料が上がった
- 事例5 妻の親は健康保険の被扶養者になっている
- 事例6 当月の給与から当月分の保険料を控除している
- 事例7 同一月に入・退社した人の保険料を控除している
- 事例8 月の途中で退職したが給与は月末分まで支払ったとき喪失日は月末の翌日にしている
- 事例9 退職月に支払った賞与の保険料も控除している
- 事例10 標準報酬月額が上・下限のとき随時改定はしていない
- 事例11 同一月に固定的賃金の増額と減額があったとき、随時改定はしていない
- 事例12 入社前からの病気は、健康保険を使っていない
- 事例13 飲酒運転による事故でケガをしたときも健康保険が使えるはず
- 事例14 傷病手当金の待期間中は通算して3日あればよい
- 事例15 病気療養で休職中の社員の保険料を、傷病手当金から控除した

- 事例16 未婚で出産、出産育児一時金を受けた
- 事例17 死産だったので、家族埋葬料の請求をしなかった
- 事例18 業務上災害を発生させたら企業責任が問われる
- 事例19 業務上災害の過労死認定基準がよくわからない
- 事例20 出張で移動中のケガも労災保険がつかえる
- 事例21 会社の帰りに書店に立ち寄った後ケガをしたが、労災保険の請求はしなかった
- 事例22 休業補償給付受給中に賃金の一部を支給したが休業補償は減額されなかった
- 事例23 交通事故の被害者となったとき社会保険は使わなかった
- 事例24 退職理由によって失業給付に差がある
- 事例25 傷病手当金受給中に退職、失業給付は受けなかった
- 事例26 失業給付受給中にアルバイトをした
- 事例27 老齢年金は、厚生年金保険に25年加入していないので受けられない
- 事例28 在職老齢厚生年金と高年齢雇用継続給付が同時に受けると年金が減額された

午後の部  
13:30~16:30

## 事例から学ぶ「労働基準法等」の実務入門

- 事例1 採用時に求人票で示した労働条件を下まわって採用した
- 事例2 身元保証人に損害の全額を請求した
- 事例3 試用期間中なので即時解雇した
- 事例4 勤務地限定で採用した社員を転勤させることはない
- 事例5 期間雇用者が5年を超えると当然無期雇用になる
- 事例6 出張のための移動時間は半分だけ労働時間に含めている
- 事例7 時間外労働は会社が必要な分だけ命じている
- 事例8 介護休業は対象家族一人について1回だけ与えている
- 事例9 当日の朝に請求のあった年休は、仕方ないので認めている
- 事例10 午前中だけの年休請求は拒否している
- 事例11 忙しいときにあった年休の請求は断っている
- 事例12 長期出張者であっても通勤手当を減額することはない
- 事例13 給与振込先を会社指定の金融機関にしている
- 事例14 社員が勝手に残業をしたときは割増賃金を支払っていない

- 事例15 遅刻した者が残業したときは割増賃金を支払っている
- 事例16 課長が深夜労働をしても割増賃金を支払っていない
- 事例17 所定休日に出勤させたときは、35%の割増賃金を支払っている
- 事例18 就業規則に定めていなかったが懲戒処分をした
- 事例19 休日に飲酒運転で検挙された社員を懲戒処分にした
- 事例20 懲戒処分として30%の減給をした
- 事例21 懲戒解雇なので即時解雇にして、退職金を支払わなかった
- 事例22 退職届の提出期限は3ヵ月前としている
- 事例23 メールによる退職届は、書面ではないので無視した
- 事例24 解雇予告期間中に業務上災害で休業したが予告した解雇日通り解雇した
- 事例25 パワハラが社内で発覚、該当者を注意処分にして処理した
- 事例26 就業規則を改定したが労基署への届出を忘れていた
- 事例27 予定されている残業代ゼロ制度はどういうものか
- 事例28 同一労働同一賃金の制度に取り組みようと考えている

# 開 催 要 領

講 師 特定社会保険労務士 **吉田正敏氏**

株式会社コンサルティングオフィスYOSHIDA代表取締役。人事コンサルタント・社会保険労務士として各企業の労務指導、人事・賃金制度の構築、管理者教育、新人社員教育を行う。また、出版社、都市銀行、商工経済団体等の各種セミナーの講師に携わる。  
 主な著書に「社会保険入門の入門」「賃金・評価・目標管理システムの作り方と運用」「厚生年金・雇用保険・健康保険の手続きと確定申告がわかる本」(税務研究会)、「みてわかる給与計算マニュアル」「知っておくべき雇用の実務」「ひと目で解る良い会社の運営法」(経営書院)、「知らないと損する労働基準法」(東洋経済新報社)、「労基法の知識と人事労務のしごと」(日本実業出版社)他多数。

日 時 平成30年1月19日(金)

【午前の部 9:30～12:30】事例から学ぶ「社会保険」の実務入門

【午後の部 13:30～16:30】事例から学ぶ「労働基準法等」の実務入門

会 場 **メルパルク広島 5F 椿の間**

広島市中区基町6-36 TEL (082) 222-8501

受 講 料 各講座とも1名様につき (テキスト・消費税含む) ※昼食はございません。

会員：5,000円 読者：15,000円 未読者：20,000円

申込方法 下記の申込書にご記入の上、FAXまたは郵送にてお申し込みください。

払込方法 折り返し、『受講票付き請求書』をお送りします。

受 講 票 『受講票』は「請求書」から切り離して、当日、会場受付までお持ちください。

----- 切り取り線 -----

## 「“会員” 得割研修会」申込書

【1月19日(金)】

お客様コード													平成	年	月	日				
会社名 (事務所名)																				
所在地	〒																			
TEL	( ) -					FAX	( ) -													
業 種						資本金	万円			決算期	月	社員数	人							
↓ 受講講座に○をして下さい。												部 課 名			役 職 名			氏 名		
○	【午前の部】 9:30～12:30																			
	事例から学ぶ 「社会保険」の実務入門																			
○	【午後の部】 13:30～16:30																			
	事例から学ぶ 「労働基準法等」 の実務入門																			

HP  
用

※個人情報の取扱いについて

ご記入いただいた個人情報は、商品の発送、サービスの提供に使用させていただくほか、当社がおすすめする他の商品・サービスのご案内にも使用させていただく場合がございます。また、登録情報は厳重に管理し、第三者に開示することは一切ございません。

※お支払いは、出来るだけお振込みをご利用下さい。※お客様コードは送付の封筒に記載されている8ケタの番号です。

**申込先** (株)税務研究会 中国支局 行 **FAX (082) 243-3725**